

2021年2月5日 全11頁

ESG 情報の開示基準は統一へ向かうのか

開示基準設定機関の協調、IFRS での検討、各国・地域での対応が進む

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

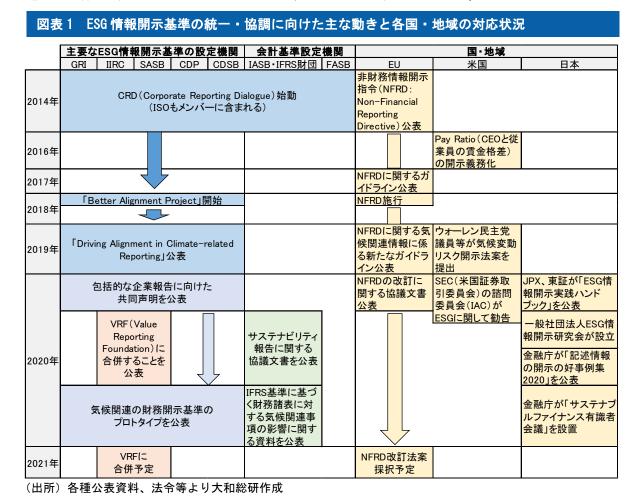
- 近年、企業による ESG への取り組みを評価する上で重要な ESG 情報を開示するための 基準が乱立していることへの問題意識が高まっている。実際、基準設定機関の共同声明 や IFRS 財団によるサステナビリティ報告基準設定の提案など、基準の統一への動きが 見られる。
- 本稿は、二本立てシリーズの二本目である。前回は主要な ESG 情報開示基準の概要・違いを整理し、対応のポイントを示したが、今回は後編として、複数の ESG 情報開示基準の統一・協調に向けた動きや IFRS 財団のような会計基準設定機関における検討状況、国・地域ごとの対応についてまとめる。その上で、今後の重要なポイントを展望する。
- ESG 情報開示基準の設定機関同士は必ずしも対立しているのではなく、各機関同士で協調が行われている。例えば、2020 年には、包括的な企業報告に向けた共同声明を公表し、各基準の開示要件に沿った開示をサポートする共通セット・ガイダンスを提供することの重要性や、IFRS 等の会計基準との組み合わせの可能性について言及している。IFRS 財団側も同年に、既存の ESG 情報開示基準を踏まえ、サステナビリティ報告に関する基準の開発に関する協議文書を公表している。
- 国・地域ごとの動きとしては、2014 年に公表された非財務情報の開示に係る指令の改訂が予定されている EU やバイデン大統領の就任によって ESG に関する政策の策定が見込まれる米国、カーボンニュートラルに向けた政策の具体化が期待される日本など、国際的に ESG 情報の開示が進むと考えられる。これらの国・地域では既存の ESG 情報開示基準を参考に開示拡充の検討が行われている。
- 各機関等は ESG 情報開示基準、財務情報に関する会計基準、各国・地域の法制度が相互に補完しあうことを図って、お互いの動向を踏まえた検討を行っている。企業にとって重要なのは、こうした状況を把握し、自社の ESG 情報を開示する意義や目的の整理しておくことであろう。

1. ESG 情報開示基準の統一・協調に向けた動きが始動している

近年、企業による ESG への取り組みが加速しており、投資家も企業の ESG への取り組みを重視するようになっている。投資家が企業のこうした取り組みを評価するためには、企業の ESG に関する情報 (ESG 情報、非財務情報)が必要と考えられるが、企業が ESG 情報を投資家や消費者等に向けて開示を行うにあたって参照するための基準は、複数存在する。

そのため、企業はどの基準を参考にしてよいかわからないという混乱が生じたり、複数基準に対応するためのコスト負担が増している。利用者である投資家も、投資先企業が複数の異なる基準を用いて開示をしていると、企業間比較が難しい。こういった状況が問題視され、主要な基準の設定機関や、国際的な会計基準設定機関である IFRS 財団などは、ESG 情報開示基準の統一や協調に向けた動きを見せている。

本稿は、こうした複数の基準の統合や協調に向けた様々な動きについて整理するとともに、 国・地域ごとの対応についてもまとめる。その上で、今後の重要なポイントを展望する。なお、 本稿は二本立てシリーズの二本目(後編)である。前編では、主要な ESG 情報開示基準の特徴・ 違いや企業の対応方法を整理しているため、そちらも参考にされたい¹。



¹ 藤野大輝、大和敦「乱立する ESG 情報の開示基準とその現状」(2021 年 1 月 12 日、大和総研レポート)



2. 開示基準設定機関、IFRS 財団、各国・地域の動向

(1) ESG 情報開示基準の設定機関間の協調

ESG 情報開示基準の設定機関同士は必ずしも対立しているわけではなく、各機関同士で協調が行われている。例えば、CDSB (Climate Disclosure Standards Board) は、GRI (Global Reporting Initiative) や IIRC (International Integrated Reporting Council) と一貫性のある開示に向けて連携し、それぞれの基準間の整合性を示した対応表を公表している。また、GRI は SASB (Sustainability Accounting Standards Board) と両基準を利用する際のガイダンスの提供に向けた共同作業を行うことを 2020 年 7 月に公表した。ここでは、これらの主要な設定機関同士による、複数基準の乱立への対応・検討状況を整理する。

①CRD (Corporate Reporting Dialogue)

~各基準の統一ではなく補完的な利用を目指すプロジェクト~

CRD (Corporate Reporting Dialogue) とは、主要な設定機関の一つである IIRC の主導によって、ESG 情報開示基準間の一貫性や比較可能性の向上という市場のニーズにこたえるために 2014 年に始動されたプロジェクトである。当プロジェクトは、各基準の要求事項等を整理・調整することによって、基準間の潜在的な競合、不整合、重複を回避することを目的としている。

参加メンバーには、主要な設定機関である GRI、SASB、CDP、CDSB、国際標準化機構である ISO (International Organization for Standardization) のほか、国際的な会計基準設定機関である IASB (国際会計基準審議会)、FASB (米国財務会計基準審議会)が含まれる。

= Full coverage = Partial coverage Q Click on each button for more information **Purpose** Scope Content Content of standard or framework through the lens of (IR) Strategy and Governance Business Performance Outlook Initiative and external environment opportunities 0 model 1 allocation 🕕 **CDP Questionnaires** (**CDSB Framework** (**FASB Accounting** (((((Standards **GRI Sustainability** • (((((**Reporting Standards** International Financial (((((**Reporting Standards** ISO 26000 - Social • • ((responsibility Sustainability (((• (**Accounting Standards**

図表 2 各基準等に関するランドスケープマップ (2021年1月時点)

(出所) CRD のウェブサイト (https://corporatereportingdialogue.com/landscape-map/)



CRD の取り組みとして、2015 年に、参加メンバーの各基準の目的や対象分野、開示内容を比較するマップを公表している(図表 2)。これを参照することで、それぞれの基準等の相互の対応関係に係る概要が把握できる。

また、CRD において、2018 年には IIRC、GRI、SASB、CDP、CDSB による、基準間の一貫性・比較可能性の向上を目指した「Better Alignment Project」が開始され、まずは気候変動に焦点を当てた。2019 年にはプロジェクトの初年度レポートとして"Driving Alignment in Climate-related Reporting"が公表された。当プロジェクトでは、開示企業や開示利用者へのアンケート、関係者間での会議などが行われ、各基準を相互に補完的に利用する方法が認識されていないこと、用語や測定方法が基準によって異なることといった課題が明らかになった。また、各基準と TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)提言の内容を比較した結果、TCFD 提言の開示原則は各基準の原則と補完的であり、かつ、開示事項も各基準によって包括的にカバーされていることがわかった。

CDP は、上記プロジェクトにおいて、今後、基準間の用語等の違い・相互関係を明確化するタクソノミー(分類法)や複数基準の利用をサポートするオンラインツールの開発などが優先して取り組むべき事項としている。注目すべき点としては、各基準を統一するのではなく、補完的な利用を促進することを目指しているということであると考えられる。②の主要設定機関の共同声明でも同様の考え方が示されており、ESG 情報開示設定機関においては統一というよりは協調の方向性を模索していることが見て取れる。

②主要な設定機関の包括的な企業報告に向けた共同声明・作業 ~各基準の協調に加え、将来的には財務会計情報との組み合わせを図る~

2020年9月に、IIRC、GRI、SASB、CDP、CDSBの5団体によって、包括的な企業報告に向けた 共同声明(Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting) が公表された。当声明の背景としては、各設定機関が、投資家を含むユーザーの ESG 情報へのニ ーズが高まっていること、また、複数基準の存在によって混乱が生じていることを認識してい ることが挙げられている。

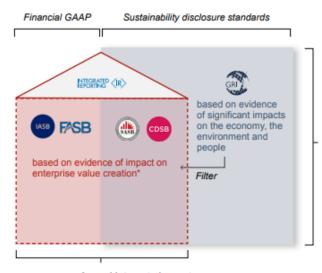
当声明では、まず、「マテリアリティ」(重要性を意味し、企業が開示を行う際にどの情報が記載すべき重要な情報であるかなどを判断するために用いられる物差し)の違い等によって、各基準の目的等の相違点を示している。その上で、企業による情報開示のためには、各基準の開示要件に沿った開示をサポートする共通セット・ガイダンスを提供し、情報の品質の一貫性を確保することでIFRS のような国際的な会計基準と同じレベルの国際的な正当性を獲得できるものという見解が示されている。

さらに、5団体は、ESG情報開示基準と、IFRS 等の会計基準の組み合わせによって、より完全かつ比較可能な情報を、広いステークホルダーに提供することができるようになるものとしている。具体的には、図表3の通り、企業の価値創造へのインパクト(財務への影響)を示すIASBやFASBの会計基準、SASBやCDSBの開示基準に加え、それらを統合するIIRCの統合報告に関す



る基準、さらに経済・環境・人に企業が与えるインパクトを示す GRI の開示基準を組み合わせる ことが考えられている。こうした財務会計も含む包括的な開示を目指して、継続的な協力を進 めていくことが強調された。

図表 3 会計基準と ESG 情報開示基準による包括的な企業開示



Sustainability reporting through various communication channels about the economic, environmental and social impacts caused by the organisation to meet the information needs of a diverse group of stakeholders

Annual integrated report
Reporting to stakeholders whose primary use of the information is to make economic decisions

(出所) <u>IIRC ウェブサイト</u> "Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting"

これらの 5 団体は 2020 年 12 月に、共同声明で整理した内容を踏まえ、気候関連の財務開示基準のプロトタイプ (Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard) を公表している。当プロトタイプは、上記のような財務情報とESG情報を包括的に完全な情報として提供するために、TCFD提言の開示事項を基に、各基準の考えを統合するとともに、IASB の概念フレームワーク (企業会計を行う上で参考とすべき基礎となる原則) への適応を行ったものとなっている。具体的には、ガバナンス、戦略・リスク管理、定量的指標・目標などについて、その目的、開示項目、開示方法等が記載されている。

このプロトタイプの公表は、後述する IFRS 財団によるサステナビリティ報告基準の検討についてのペーパーを踏まえたものとなっており、IFRS 財団の評議員の参考になることを期待している。主要な ESG 情報開示基準の設定機関と IFRS 財団を含む国際的な会計基準設定機関がどのように協調していくのか、今後の動向が注目される。

③IIRC と SASB の合併

~主要な ESG 情報開示基準の設定機関の統合の皮切りとなるか~

2020年11月に、IIRCとSASBは2021年中に合併をして、VRF(Value Reporting Foundation) という統一組織を設立し、包括的な企業報告フレームワークを提供する意向を示している。価 値創造に関する情報を企業のビジネスと統合した報告を求めるIIRCの基準と、業種別の詳細な



^{*} Comprehensive value creation would also need to include manufactured and intellectual capital

定量的な数値の開示を求める SASB の基準の補完性に触れ、企業の開示に係る作業を簡素化し、企業価値の向上要因について対話のための明確なソリューションを市場に提供するとしている (ただし、両基準は維持し、統合的思考の提唱を行っていくとしている)。

合併は2021年半ばに行われることが目指されている。VRFは、さらに他のESG情報開示基準の設定機関等との統合も視野に入れており、CDSBとの間で統合に関する検討・議論を開始することに相互に関心を示している。今回の合併を皮切りに主要な開示基準設定機関の統合が進んでいくことも考えられる。

(2) 会計基準設定機関の動き

- ①IFRS 財団評議員会がサステナビリティ報告基準に関する検討を開始
- ~投資家に向けたシングルマテリアリティの観点からの漸進主義的なアプローチを提案~

2020 年 9 月、会計基準設定機関の IASB を傘下に持つ IFRS 財団のうち、当財団の方向性や IASB の監督に責任を負う IFRS 財団評議員会が、サステナビリティ報告(本稿における「ESG 開示」とほぼ同義と考えられる)に関する協議文書を公表した(2020 年末までコメント募集)。当 文書で、IFRS 財団が国際的な一貫性のあるサステナビリティ報告基準の開発に貢献しうるかどうか、貢献できる場合はどのような形で貢献すべきか、提案・コメント募集を行っている。

具体的には、IFRS 財団は新たにサステナビリティ基準審議会 (SSB) を設置し、他の既存の ESG 情報開示基準の設定機関と対話・協力し、サステナビリティ報告に関する検討を行っていくことが提案されている。また、SSB において優先して最初に取り組むべき事項として、対象分野を「気候関連リスク」としてはどうかとされている。特に財務諸表への直接的な影響があり、目下の重要性・緊急性が高い分野であるためである。検討の進行に応じて、徐々に他のより幅広い範囲に対象が拡大できるようにするという提案が行われている。

広いステークホルダーの利用を想定

図表 4 シングルマテリアリティ・ダブルマテリアリティのイメージ図

(出所) 大和総研作成



また、サステナビリティ報告に関する基準を検討する上では、どのステークホルダーに重きを置き、どのように開示情報の重要性(マテリアリティ)を判断するのかを定める必要がある。このマテリアリティには、環境・社会問題が企業活動・業績に与える影響と、企業活動が環境・社会に与える影響という二面性がある。このうち、前者だけを重視する考え方を「シングルマテリアリティ」、両者を重視する考え方を「ダブルマテリアリティ」と呼ぶ。IFRS 財団は、SSB においては、まずは投資家などにとって最も適合性のあるシングルマテリアリティの考え方を導入し、漸進主義的なアプローチをとっていくことを提案している。

②FASB における考え方

~足元では大きな動きなし、今後の動向に注目~

米国の会計基準設定機関である FASB においては、現状、ESG に関する情報開示についての検討等は見受けられなかった。しかし、2017年には、FASB の一人のメンバーの意見として、ESG 情報の開示に当たっては FASB の概念フレームワークに立ち返り、ESG 情報が投資家などの意思決定に大きな影響を与える、財務的に重要な情報である場合には開示が求められるという考えが示されている。

また、米国においては、ESG 情報の開示基準設定機関として SASB が設立されており、理事会のメンバーには元 FASB 会長である Robert H. Herz 氏が参加している。ただし、FASB と SASB の間には直接的な関係はないという点には注意が必要である。FASB と SASB の関係も含め、今後の動向に注目したい。

(3) 国・地域における検討・対応状況

ESG 情報に関する開示については、先述のような開示基準だけでなく、国や地域ごとに制度上開示が求められている場合も見られる。ここでは、欧州(EU)、米国、日本における ESG 情報開示に関する検討・対応状況について整理する。

①欧州 (EU)

~非財務情報の開示が 2018 年から義務化、現在開示拡充の検討中~

EUでは、非財務情報の開示に係る指令である NFRD (Non-Financial Reporting Directive) が 2014年に公表、2018年から施行されている。NFRD では従業員が 500 人を超える上場企業、銀行、保険会社などに対して、少なくとも「環境保護、社会的責任、従業員待遇、人権尊重、腐敗防止と贈収賄、取締役会の多様性等の事項」(ここでは ESG 事項と呼ぶ) に関連する、以下のような事業を理解する上で必要な非財務情報を経営報告書 (management report) で報告することを求めている²。

² なお、NFRD は指令であるため、加盟国の国内法に落とし込まれて適用の措置がとられることとなっている。



- (a) 事業のビジネスモデルの概要
- (b) ESG 事項に関する企業の方針(デューデリジェンスプロセスを含む)
- (c)上記の方針の成果
- (d) 事業における ESG 事項に関連するリスク (当該リスクのマネジメント方法等を含む)
- (e) 特定のビジネスに関連する非財務 KPI

上記のうち、(b) ESG 事項に関連する企業の方針については、その企業が自ら策定した方針に 沿わない場合は、その理由を説明しなければならないとされた。加えて、企業が ESG 情報開示 基準設定機関の各種基準 (GRI スタンダードなど) に準拠している場合、どの基準に準拠してい るのかを開示することが求められる³。

また、欧州委員会は NFRD が適用される企業を対象として、拘束力のないガイドラインを 2017 年に公表している。当ガイドラインでは、指令に従った開示を行う際の原則 (マテリアリティ、公平性、包括的・簡潔性、戦略的視点・将来性、ステークホルダーとの関係、一貫性) を示した上で、上記の(a)~(e)について具体的にどのような内容を開示するべきかを例とともに提示している。また、ESG 事項として、上記の環境問題などについて、例えばエネルギー使用による環境への影響や廃棄物管理など、どのような事項が含まれうるのかも示している。

さらに、EU においては、SDGs やパリ協定の目標の達成のために、持続可能な分野への投資を促進するような持続可能な金融システムが重要であるとされ、2016 年末に HELG (High-Level Expert Group) が設置された。HELG は 2018 年に最終報告書を公表し、これを受け、欧州委員会は同年3月に行動計画「持続可能な成長のための金融」を公表した(図表 5)。

図表 5 EUにおける行動計画「持続可能な成長のための金融」

行動計画1	EUタクソノミーの策定
行動計画2	グリーンファイナンス商品の基準とラベルの作成
行動計画3	サステナブル投資の促進
行動計画4	投資助言へのサステナビリティの組み込み
行動計画5	サステナビリティベンチマークの開発
行動計画6	格付けや市場の調査へのサステナビリティの組み込み
行動計画7	機関投資家やアセットマネージャーの義務の明確化
行動計画8	金融機関の健全性規制へのサステナビリティの組み込み
行動計画9	サステナブル開示の強化と会計基準の設定
行動計画10	サステナブルなコーポレート・ガバナンスの強化と資本市場における短期主義の抑制

(出所) European Commission "Action Plan: Financing Sustainable Growth" より大和総研作成(赤字は筆者)

当計画においては、最初に、経済活動が環境的な観点から持続可能(サステナブル)であるかどうかを判断・分類するための基準である「EU タクソノミー」を策定することに取り組むべき

³ こうした基準に準拠しているか否かにかかわらず、経営報告書以外の形で必要な非財務情報を開示している場合は、経営報告書における開示義務が免除される場合があるとされている。例えば、GRI スタンダードに沿って作成したサステナビリティ報告書で必要な非財務を開示した場合などが考えられる。



(行動計画1) としている。この EU タクソノミーに基づいて、サステナブルな金融商品の開発 や企業と投資家間の対話、ESG 情報の開示が促進されうるものと考えられる 4。

上記の行動計画のうち、行動計画 9「サステナブル開示の強化と会計基準の設定」を受け、欧州委員会は 2019 年に NFRD の開示のための、気候関連情報に関する新たなガイドラインを公表している。当ガイドラインでは、NFRD で開示が求められる非財務情報について、TCFD 提言における開示事項を踏まえて、開示が推奨される気候に関する具体的な開示内容が示されている。

さらに、NFRD の改訂を見込んだ作業が進められており、2020 年 2 月~6 月には改訂に関する協議文書が公表された。現在では EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group) で検討が行われており、2021 年 1 月末に最終報告が提出され、2021 年 3 月末ごろまでには、欧州委員会にて法案が採択される予定となっている。協議文書では、マテリアリティの明確化、開示対象となる企業の範囲の拡大、非財務情報の第三者保証などについて取り上げられている。

2 米国

~バイデン大統領の就任によって ESG 情報開示が促進されるか~

米国においては、年次報告書(Form 10-K)での非財務情報の開示について、Regulation S-Kで、環境保護等に関する法的な手続(訴訟など)やCEOの年間総報酬額に対する従業員総報酬額の中央値の割合に関する情報など、一部については記載が求められている。SEC(米国証券取引委員会)は気候変動に関する開示のガイダンスである「Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change」を2010年に公表しており、前述の各項目に加え、リスク要因やMD&A(Management Discussion & Analysis)などの項目で、物理的な影響や規制・トレンドの変化、国際協定などを加味した開示を検討する必要があるとしている。そのほかにも、ドッド・フランク法や州法で一部ESGに関する情報開示を求める規定もあるが、総じてESG情報の包括的な開示が義務化されているわけではないといえる。

だが、近年の動きとして、2019 年にはウォーレン民主党議員等によって気候変動リスク開示法案(Climate Risk Disclosure Act of 2019)が提出された。当法案では、シナリオ分析に基づくリスク管理や直接的・間接的な温室効果ガス排出量、化石燃料関連資産などの開示が提案されている。加えて、バルガス民主党議員も同年に ESG 関連の指標の開示を求める法案を提出している。また、SEC に対して開示や投資家保護などに関する助言を行う諮問委員会である「Investor Advisory Committee」は 2020 年 5 月に ESG に関して SEC に勧告を行っている。具体的には、SEC は GRI、SASB、TCFD などの考えを踏まえた上で、米国における ESG 情報開示の比較可能性確保などの問題解決を主導する必要があるという提言内容となっている。

田中大介「新タクソノミーで提唱された"brown"の定義」(2020年5月8日、大和総研レポート) 鈴木利光「EU 金融機関等のサステナビリティ開示規制」(2020年7月2日、大和総研レポート)



⁴ EU の行動計画、EU タクソノミーのほか、サステナブル・ファイナンスを促すための金融機関に対するサステナビリティ開示規制などの詳細については、以下のレポートを参照。

吉井一洋、鈴木利光、藤野大輝「進むEUサステナブル・ファイナンスの制度改正」(『大和総研調査季報』 2020 年新春号 (Vol. 37) 掲載)

こうした取り組みの結果は足元では出ていないが、バイデン氏が米国第46代大統領に就任し、 与党民主党が上下両院で多数派を確保した(上院では民主党・共和党の議席は同数だが、民主 党のハリス副大統領が上院議長を兼任し、採決で可否同数の場合に一票投じることができるた め、事実上過半数を占めているといえる)ことによって、方向性が変わってくるものと考えら れる。バイデン大統領はパリ協定への復帰など、気候変動・脱炭素に関する政策を掲げている。 現状では詳細な政策は明らかになっていないが、ESG 投資の活発化のために企業の ESG 情報開示 を促すことも想定できるのではないだろうか。

③日本

~「サステナブルファイナンス有識者会議」で気候関連開示の充実などについて検討開始~

わが国においては、一部ガバナンスに関する情報の開示などは求められているものの、現状、 ESG 情報の開示は明確には義務付けられていない。一方で、先述したような国際的な動きの活発 化を受けて、各方面で ESG 情報の開示を促進するための議論や各種資料の公表が行われている。

まず、民間においては、2020年6月に一般社団法人ESG情報開示研究会が設立された。当研究会では、多数の民間企業を会員とし、ESG情報開示について、課題、基準、今後の方向性や事例の研究、ステークホルダー間の相互理解促進などに取り組んでいる。なお、オブザーバーには、経済産業省、金融庁、環境省などが参加している。

政府においては、2020 年 11 月に金融庁から「記述情報の開示の好事例集 2020」が公表されている。ここでは、ESG に関する具体的な開示例を取り上げ、特に好事例として注目した項目ごとに、有価証券報告書などの法定開示義務のある書類や統合報告書・CSR 報告書などの任意開示書類において開示を行う場合のポイントを示している。ポイントの内容としては、具体的な指標を示すことやマテリアリティの設定などについて言及している。

金融庁において、さらに「サステナブルファイナンス有識者会議」が設置され、金融機関によるサステナブルファイナンスの推進、金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供、企業による気候関連開示の充実といったテーマについて、課題整理、対応案の検討が行われている。2021年1月21日には第一回会議が行われ、事務局からの参考資料として、各種ESG情報開示基準 (TCFD 提言、SASB スタンダードなど) や各国での TCFD 提言への対応動向などが提示された。

その他、環境省・経済産業省は 2021 年 1 月 19 日に「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」を取りまとめた。サーキュラー・エコノミーの実現のために、企業と投資家の間の開示・対話の促進が重要であると考え、TCFD 提言などの基準を参考としつつ、着眼すべき 6 つの項目(「価値観」、「ビジネスモデル」、「リスクと機会」、「戦略」、「指標と目標」、「ガバナンス」)に沿って、ポイントを整理している。

わが国における ESG 情報の開示の促進はまさに足元で始まった段階にあるといえるであろう。 米国と類似している点として、2020 年に就任した菅首相が、2050 年までにカーボンニュートラルを実現することを目指すと表明しており、目標達成に向けた各種政策の具体化が検討されて



いる。カーボンニュートラルのためには、企業の CO2 排出量の把握等が重要になってくると考えられ、開示の義務化も含め、どのような政策・法規制などが検討されるのか、注意したい。

3. 三方の相互補完・関係性を把握することが重要

ESG 情報開示基準、財務情報に関する会計基準、各国・地域の法制度について、各機関等は別個に動いているのではなく、相互に補完しあうことを図ってお互いの動向を踏まえた検討を行っている。今後の動きを展望する上で重要なのは、こうした状況を把握することであろう。

ESG 情報開示基準の設定機関は、統合や共同声明といった公表を行っているが、複数の基準を一つにまとめるのではなく、対象ステークホルダー、マテリアリティ、目的が異なる複数の基準を企業がどのように用いるか、包括的なガイダンス、対応表、フレームワークを作成することが検討されている。企業にとっては複数の基準に対応すること自体がコストであるため、こうした動きは望ましい。それぞれの基準の目的が異なる以上、この動きを進めることには困難も伴うと考えられるが、気候変動に端を発し、より広い分野へと、包括的ガイダンスなどの作成が進んでいくことが期待される。さらに将来的には IFRS 等の国際的な財務会計基準と合わせて、財務情報・非財務情報の包括的な開示をサポートすることを図っていくものと考えられる。

国際的な財務会計基準の設定機関である IFRS 財団も同様の方向性であろう。既存の ESG 情報開示基準を参考にするとともに、それら基準の設定機関と協力をし、財務諸表への影響があると考えられるサステナビリティに関する開示を促すことを検討していくと思われる。ただし、IFRS の原則ともいえる概念フレームワークでは、財務報告の目的を「利用者の投資判断を行う際に有用な財務情報を提供すること」としており、まずは投資判断に資するシングルマテリアリティに基づいた開示に関する検討が行われることになろう。

国・地域については、既存の ESG 情報開示基準を踏まえた検討や開示の義務化が行われている。国・地域によって慣習や ESG に関する進捗・課題・優先順位などが異なりうることも踏まえ、設定機関側は柔軟な基準を設けるとともに、国・地域側はそれぞれの特性に合わせた導入を行っていくことが考えられる。義務化については、例えばルールベースでの ESG 情報開示の義務化を行うと、負担が重すぎる、もしくは、必要最低限の形式的な開示だけが行われ、企業ごとの特色が見られなくなるため、自主的開示の方がよいという意見もある。ESG 情報開示の義務化に伴うメリット・デメリットも踏まえ、地域・国ごとに検討が行われることとなろう。

国際的に、また、わが国において、ESG 情報の開示の拡充が検討されている今、企業としては、こうした開示に関する基準・制度の動向・関係性を把握し、自社の ESG 情報を開示する意義や目的の整理をしておくことが考えられる。企業の規模、業種、経営戦略、開示対象とするステークホルダーなどによって、今後公表されると思われる包括的な ESG 情報開示を行うためのガイドラインをどのように使い、どの基準をカバーするのか等が異なってくる。将来的に ESG 情報の財務情報との結合や他社との比較可能性を踏まえた開示が求められうることを念頭に、他社の動向も見守りつつ、今から開示に向けた準備を始めても悪くはないのではないだろうか。

